

第1章

計画の概要

みんなが気持ちよく
暮らすために
自分にできる一歩

ぼくにでき了一歩は、
どんな事でも、
自分事と考えた。

1 「地域福祉」とは

「福祉」という言葉の本来の意味は「幸せ」です。つまり、「地域福祉」は、地域住民一人ひとりが普段の暮らしの中で感じるちょっとした問題を、ほんの少しの手助けや気づかいで解決し、より幸せを感じることができる地域にしていくことです。

しかし、一人では解決できない問題も数多くあります。そのような問題は、家族や友人、近隣に住んでいる住民の方、事業所、社会福祉協議会、行政などと協力して解決方法を考えていかなければなりません。そして、そのための仕組づくり、基盤整備を進める必要があります。

改正された社会福祉法第4条では、支援を必要とする地域住民が住み慣れた地域で生活を送り、様々な活動に参加することができるよう、地域住民が協力し合わなければならない旨が定められています。

わたしたちのまち牧之原市が皆さんにとって幸せを感じるまちとなるよう、地域福祉活動に取り組みましょう。

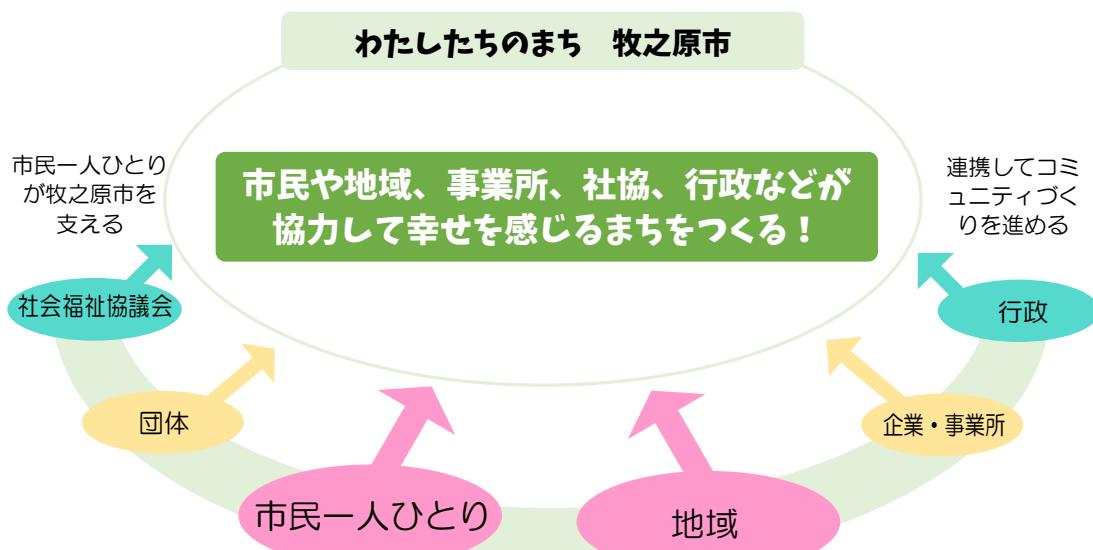
■社会福祉法（2018年（平成30年）4月施行／地域福祉の推進に関する条文を抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■牧之原市における地域福祉推進のイメージ



2 4つの「助け」

地域福祉の推進にあたり、地域の問題を解決する「助け」が重要となります。「助け」は、問題を解決する担い手により、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つに分類されます。4つの「助け」が相互に連携しながら、地域の課題を解決していく必要があります。

種類	担い手	内容
まずは自分で！	自助 市民 (自分や家族の努力)	自分でできることを自分や家族で行うこと。 自分のことを最も理解している自分で自身を助けましょう。 【例】・自ら身体を動かし、介護予防や生活習慣病の予防に取り組む。 ・病気の予防や健康維持のため、健康診断やがん検診を受診する。
隣近所・地域で！	互助 地域 (人と人との助け合い)	支え合いの取組を地域で協力して行うこと。 自分で解決できない問題は、ご近所で助け合って解決しましょう。 【例】・住民同士で声かけや見守り活動を行う。 ・ボランティアグループが生活支援を行う。
制度を活用！	共助 保険 (加入者の負担)	制度による支え合いを行うこと。 相互扶助の仕組を上手に活用して、問題を解決しましょう。 【例】・介護保険を利用し、サービスを受ける。 ・医療機関を受診する際に医療保険を利用する。
行政の支援	公助 行政 (公による負担)	公的サービスなどを行政が行うこと。 自助・互助・共助では解決が難しい問題に対応します。 【例】・生活困窮などの相談支援を受ける。 ・虐待対策などの相談支援を受ける。

3 「地域共生社会」の実現に向けて

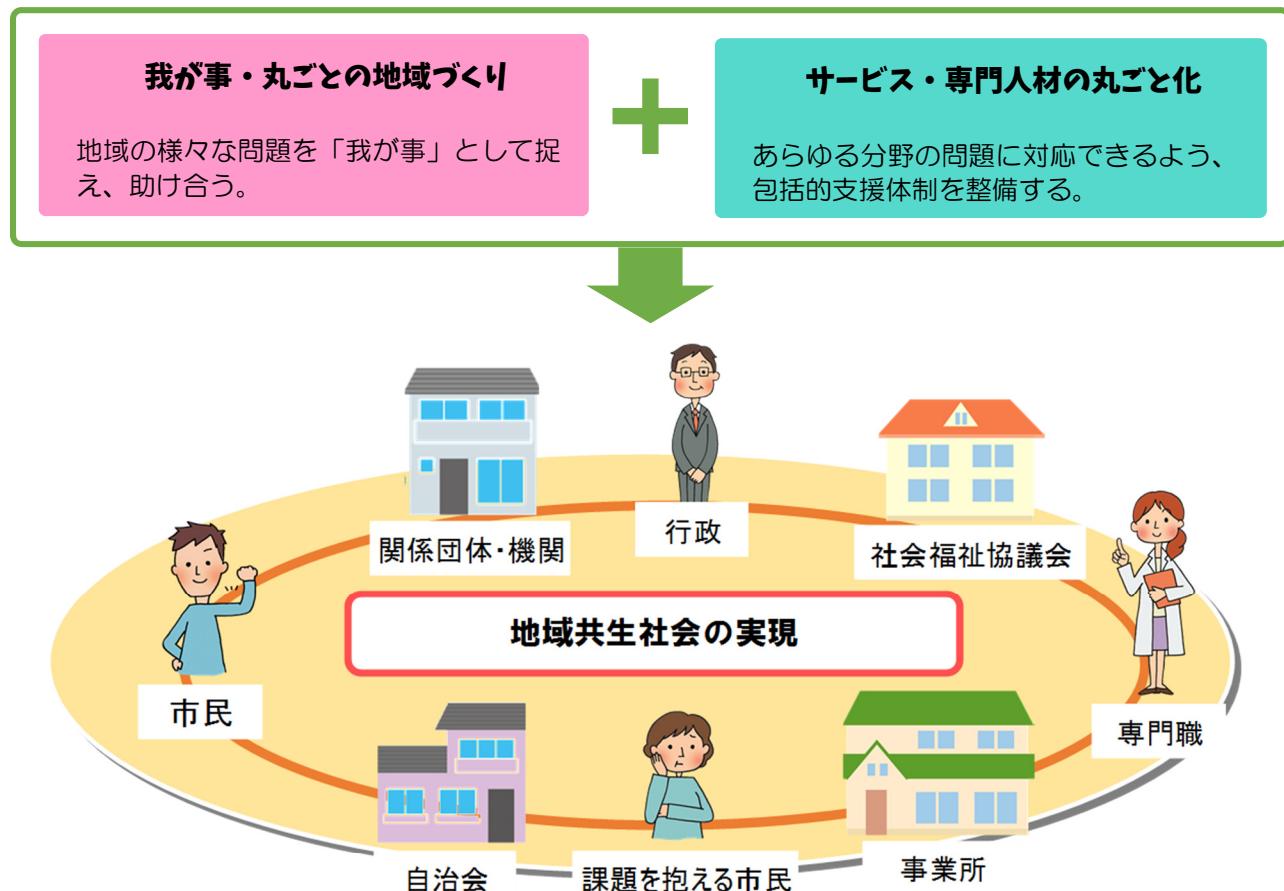
かつて、我が国では、家族や地域での助け合いなど、日常生活の様々な場面において、住民同士の支え合いの機能が存在していました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進行し、家庭や地域、職場等の住民の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。また、生活困窮者や子どもへの虐待、ひきこもりなどが、新たに問題視されるようになりました。

国では、あらためて住民同士のつながりを深め、共に助け合い、支え合いながら、地域の課題を解決する力を身に着けることで、住民一人ひとりが住み心地の良い暮らしと生きがいをもつ「地域共生社会」を目指しています。

キーワードは「我が事・丸ごと」です。地域で起きている様々な問題を他人事ではなく、「我が事」として捉え、子ども、高齢者、障がい者など、分野別の相談を全体の心配事として「丸ごと」受け止めるといった地域の助け合いにより、「地域共生社会」の実現を目指すものです。

■ 「地域共生社会」実現のイメージ



参考：地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現
(厚生労働省 第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 資料)

4 計画策定の趣旨

牧之原市では、地域福祉計画・地域福祉活動計画に関して、2009年（平成21年）に第1次計画を、2014年（平成26年）に第2次計画を策定し、地域福祉を推進してきました。

2017年（平成29年）に社会福祉法が改正され、市町村地域福祉計画の策定が努力義務となり、新たに記載すべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」等が示されました。

このたび、「第2次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間の満了に伴い、社会の変化や社会福祉法の改正等の国の動向を踏まえた上で、2019年を初年度とする「第3次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■社会福祉法（2018年（平成30年）4月施行／市町村地域福祉計画に関する条文を抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の経過

年度	牧之原市	牧之原市社会福祉協議会
2009 (H21) ～ 2013 (H25)	<p>第1次牧之原市地域福祉計画</p> <p>【基本理念】 ふれあいを大切にした 生涯安心して 暮らすことのできるまちづくり</p> <p>【基本目標】</p> <p>I 安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>II 活動の輪を広げるまちづくり</p> <p>III 助け合い・支えあいの仕組づくり</p>	<p>第1次牧之原市地域福祉活動計画</p> <p>【基本理念】 ふれあいを大切にした 生涯安心して 暮らすことのできるまちをつくろう</p> <p>【基本目標】</p> <p>I 安心して暮らせる未来のまちをつくろう</p> <p>II 共に助け合う地域をつくろう</p> <p>III 地域福祉を支える担い手をつくろう</p> <p>IV ふくしのまちの基盤をつくろう</p>
2014 (H26) ～ 2018 (H30)	<p>第2次牧之原市地域福祉計画・地域福祉活動計画</p> <p>【基本理念】 ふれあいを大切にした 生涯安心して暮らすことのできるまちづくり</p> <p>【基本目標】</p> <p>I 安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>II 活動の輪を広げるまちづくり</p> <p>III 助け合い・支えあいの仕組づくり</p>	

5 計画の位置づけ

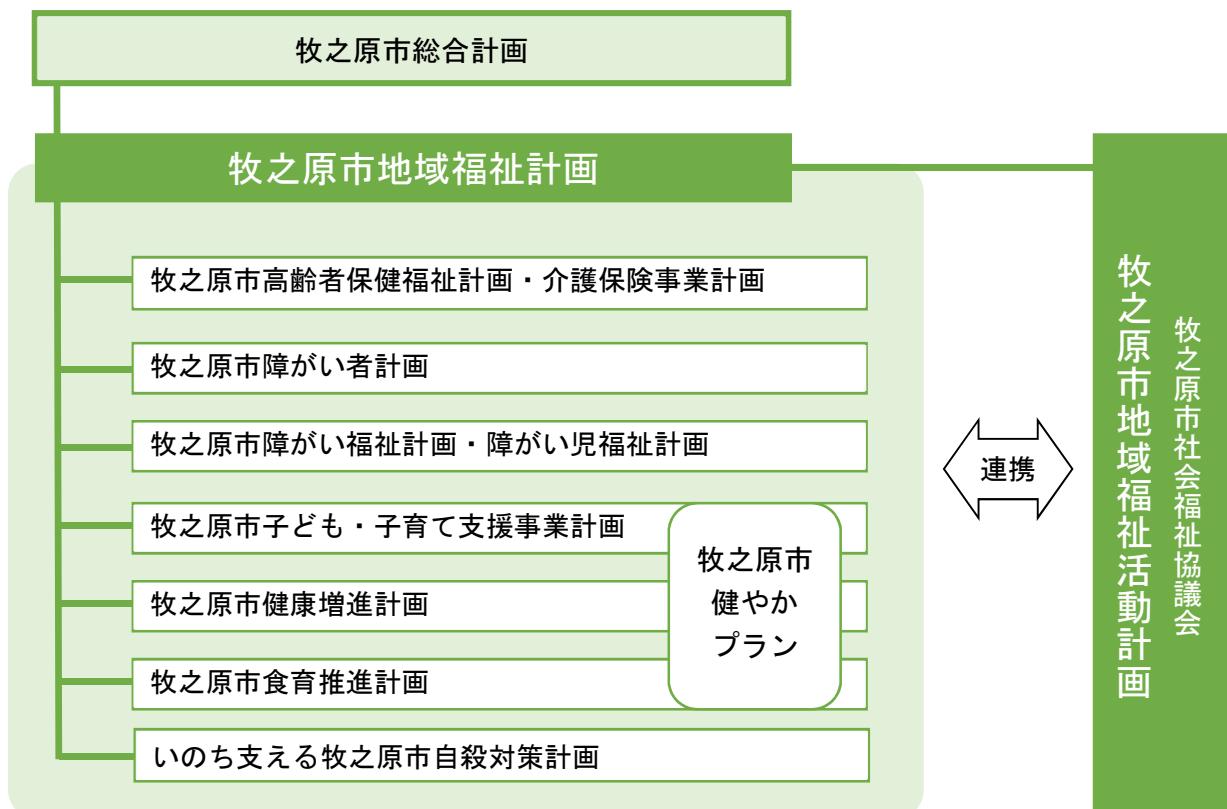
「牧之原市地域福祉計画」は、社会福祉法（平成9年法律第123号）第107条の規定に定める市町村地域福祉計画として策定し、「第2次牧之原市総合計画」の下位計画、各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけます。また、各福祉関連計画との整合性を図ります。

「牧之原市地域福祉計画」は、市の地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示し、地域福祉の体制づくりを目指す行政の計画です。

一方、「牧之原市地域福祉活動計画」は、牧之原市社会福祉協議会が中心となって社会福祉を目的とする様々な個人や団体、事業所との協働により、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

本計画では、「牧之原市地域福祉計画」と「牧之原市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、双方の強みを活かして実効性のある計画の推進を図ります。

■計画の位置づけ



6 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間です。

■計画の期間

年度	2019	2020	2021	2022	2023
総合計画					
		第2次計画（後期基本計画）			
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					
			第3次計画（本計画）		
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第8次・ 第7期計画		第9次・ 第8期計画（～2023年）	
障がい者計画					
			第3次計画（～2023年）		
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画		第5期・ 第1期計画		第6期・ 第2期計画（～2023年）	
子ども・子育て 支援事業計画	牧之原市健やか プラン	第1期計画		第2期計画（～2024年）	
健康増進計画		第2次計画		第3次計画（～2024年）	
食育推進計画		第2次計画		第3次計画（～2024年）	
自殺対策計画				第1期計画（～2024年）	

7 地域の範囲

牧之原市における地域福祉活動は、自治会単位の10地区が中心となり、取り組まれてきました。また、地区社会福祉協議会も自治会単位での設置や、設置の検討が進められています。

地域福祉の推進にあたり、各地域の特性にあわせたものとするため、自治会や地区社会福祉協議会の単位を基本的な地域とします。

■地域福祉を進める自治会の区分（10地区）

